

令和4年度第6回豊岡市農業委員会総会（定例会）議事録

令和4年9月27日（火）  
（豊岡市役所本庁舎大会議室）  
午後1時30分開会

議事日程

諸 報 告

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- |    |        |
|----|--------|
| 4番 | 宮岡正則委員 |
| 8番 | 上坂定委員  |
- 日程第2 会期の決定 9月27日 1日間
- 日程第3 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 報告第12号 農地法第5条第1項第8号の規定による届出書受理について
- 日程第5 第33号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 日程第6 第34号議案 農地法第4条の規定による許可申請審議について
- 日程第7 第35号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 日程第8 第36号議案 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について
- 日程第9 第37号議案 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第10 第38号議案 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について
- 日程第11 第39号議案 令和4年度豊岡市農政等に関する意見書について

出席委員（15名）

- |     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 1番  | 瀧下康徳 | 4番  | 宮岡正則 |
| 5番  | 平峰英子 | 6番  | 石橋重利 |
| 8番  | 上坂定  | 9番  | 井谷勝彦 |
| 10番 | 和田敏明 | 11番 | 中島覚  |
| 12番 | 西沢泰裕 | 14番 | 高尾利美 |
| 15番 | 大谷均  | 16番 | 仲川弘之 |
| 17番 | 原清美  | 18番 | 村田憲夫 |
| 19番 | 大原博幸 |     |      |

欠席委員（3名）

- |    |      |    |     |
|----|------|----|-----|
| 2番 | 森田強  | 3番 | 平野薫 |
| 7番 | 栗原安信 |    |     |

事務局出席職員職氏名

事務局長……………安 藤 洋 一  
主幹兼係長……………古 谷 明 仁

事務局次長……………兼 井 伸 二  
主任……………北 村 亜 衣

会長挨拶

○議長（大原 博幸） みなさんこんにちは。定刻前ではございますがお揃いになりましたので、ただ今から第6回豊岡市農業委員会総会を開催させていただきたいと思っております。

今年の稲作もいよいよ終盤となりました。今年はみなさんの成績はどうだったでしょうか。私のところでは営農センターにお話を聞きますと乳白が多いでと話を聞きまして、これはやはり8月の出水から登熟期の夜間の温度が非常に高いと。昼の温度と夜の温度の格差が少ないということが影響しているのではないかというようなことが言われておりまして、コシヒカリというのが本当にこの地域の適正品種なのかなということを改めて考えさせられたところでございます。

さて、農業委員会の本年度の事業につきましても約半年が過ぎました。お陰をもちましてみなさん方のご協力によりましてスムーズに事業が進んできたのではないかなというふうに思っております。10月からは後半戦が始まります。まず、市長さんとの意見書の面談というのがありますし、それから調査研究なり研修事業というのが残っております。みなさんのご協力を改めてお願いしたいと思っております。

それから、本年度は我々の任期の3年が過ぎまして、新たな人選を進めていくということがありまして、それぞれみなさん方の地区で新しい人選を進めていただいでいくようになります。地元の理解というのが農業委員会業務にとっては大切かと思っておりますので、地元の区長会のみなさんとは十分連携を取っていただきまして、スムーズな人選ができますようによろしくお願いしたいと思っております。

本日は総会ということで、慎重審議をよろしくお願い申し上げまして最初の挨拶にさせていただきます。それでは後、座って進行させていただきます。

○議長（大原 博幸） 本日は多くの案件を抱えておりますので、委員の皆様、事務局の皆さん、説明、質疑、答弁にあたりましては、議案の主旨を逸脱しないよう、くれぐれも要点を押さえ、簡潔明瞭に行うなど、スムーズな議事進行に格別のご協力をお願い申し上げます。

また、ご発言の際は、議長の指名の後、発言者名を必ず名乗って、マイクを使用してから行っていただきますようお願いいたします。

諸報告

○議長（大原 博幸） 日程に先だち諸報告をします。

欠席、遅刻等の通告委員を報告します。欠席、2番 森田委員、3番 平野委員、7番 栗原委員。以上通告を受けております。

#### 行政報告

○議長（大原 博幸） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。

行政報告については、別紙のとおりとなっておりますのでご清覧ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長（大原 博幸） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は15名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただ今から第6回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。

本日の会議に付した事件は、報告案件2件、許可申請案件15件、証明案件17件、協議案件3件、合計37件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております資料のとおりです。

直ちに日程に入ります。

#### 議事録署名委員の指名

○議長（大原 博幸） 日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、議長より2名を指名します。

4番 宮 岡 正 則 委員

8番 上 坂 定 委員

以上の委員にお願いします。

#### 会期の決定

○議長（大原 博幸） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

第6回農業委員会総会（定例会）は、本日1日限りにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって第6回総会（定例会）は、本日9月27日の1日間と決定しました。

農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（大原 博幸） 日程第3、報告第11号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第11号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を終わります。

農地法第5条第1項第8号の規定による届出書受理について

○議長（大原 博幸） 日程第4、報告第12号「農地法第5条第1項第8号の規定による届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

12番 西沢委員。

○12番（西沢 泰裕） 届出人のことなんですけど、統括本部長が届出を出してる分と社長が届出を出している分と、これは何か違いがあるんですか。

○事務局（古谷 明仁） 代理人によって統括本部長、代表取締役社長で届出されています。本来であれば商業登記簿等には代表取締役が記載されているのでそちらでお願いしたいというお話をしていますけれども、先方の都合で統括本部長が実際処理をされているということで報告をいただいております。今回、届出案件なのでこれで処理しています。重要案件等になって県の方に協議等必要になる場合については代表取締役で提出いただくようにお話ししています。

○12番（西沢 泰裕） ありがとうございます。

○議長（大原 博幸） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第12号「農地法第5条第1項第8号の規定による届出書受理について」の報告事項を終わります。

第33号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長 (大原 博幸) 付議事項に入ります。日程第5、第33号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

### 【事務局説明】

○議長 (大原 博幸) 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡、城崎地域の現地調査の調査員を代表して、9番 井谷委員、お願いします。

○現地調査員 (井谷 勝彦) 9月12日、10番和田委員と9番私井谷、および事務局2名により現地調査を行いました。事務局の説明どおりであり、特段申し添えることはありません。

○議長 (大原 博幸) 日高、出石地域の現地調査の調査員を代表して、11番 中島委員、お願いします。

○現地調査員 (中島 覚) 9月13日に事務局2名、12番西沢委員、11番中島、4名で現地調査を行いました。事務局の説明のとおりで特に補足することはありません。

○議長 (大原 博幸) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、第33号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」は原案のとおりすべて可決されました。

許可書を発行します。

第34号議案、農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長（大原 博幸） 日程第6、第34号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で第34号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」の付議事項を終わります。

第35号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長（大原 博幸） 日程第7、第35号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡、竹野地域の現地調査の調査員を代表して、9番 井谷委員、お願いします。

○現地調査員（井谷 勝彦） 去る9月12日、10番和田委員および事務局2名の4名で現地確認を行いました。事務局の説明どおりで、特に申し上げることはございませんが、54番の案件で〇〇さんのところだけ合意解約されたので工事に対してはこれでいいと思うのですが、残りの面積についての耕作をどうされるのかについては確認がとれなかったということです。全部解約で一部の転用ということですのでその点だけ心配しております。

○議長（大原 博幸） 日高、出石地域の現地調査の調査員を代表して、11番 中島委員、お願いします。

○現地調査員（中島 覚） 9月13日に事務局2名、12番西沢委員、11番中島、

4名で現地調査を行いました。事務局の説明のとおりで特に補足することはありません。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

14番 高尾委員。

○14番（高尾 利美） 事務局の説明の中で48番49番50番ですけれども、同じ会社とおっしゃったと思うんですが、譲受人は個人名になっているんですが、これは1棟が建つんでしょうか。3棟になるんですか。

○議長（大原 博幸） 事務局、説明をお願いします。

○事務局（北村 亜衣） 同じ会社というのはアパートの会社が同じ会社が間に入っているということで、建物としては、48番と50番は10部屋のアパートが1棟建つんですけども、49番は6部屋のアパートが4棟建ちます。

○14番（高尾 利美） 譲受人さんは3人いらっしゃるんですけども、それを請け負う会社が一緒ということでしょうか。

○事務局（北村 亜衣） はい、そうです。

○14番（高尾 利美） ありがとうございます。

○事務局（古谷 明仁） あくまで転用者はそれぞれの方がお金を払って転用されると。施行請負業者が一緒ということだけです。

○議長（大原 博幸） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第35号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は、原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第36号議案、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について

○議長（大原 博幸） 日程第8、第36号議案「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について」を議題とします。

事務局、説明願います。

## 【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡、城崎、竹野地域の現地調査の調査員を代表して、9番 井谷委員、お願いします。

○現地調査員（井谷 勝彦） 9月12日、10番和田委員と9番井谷、および事務局2名により現地調査を行いました。その中で23番の竹野町濱須井、奥須井の件ですが、これについては車に行けるようなところではなく、山奥であり車で行けるところまで行って、その奥は農地がないことを確認させていただいております。また、25番から36番の立石の案件ですが、これにつきましても山中であり、車で入れるところまで入らせていただき、それ以上の先については農地はないということを確認させていただき、写真および谷全体を見渡せるところでの確認をさせていただきました。以上です。

○議長（大原 博幸） 出石、但東地域の現地調査の調査員を代表して、11番 中島委員、お願いします。

○現地調査員（中島 覚） 9月13日に事務局2名、12番西沢委員、11番中島、4名で現地確認を行いました。特に補足することはありません。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第36号議案「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について」は、原案のとおりすべて可決されました。

証明書を発行します。

第37号議案、農用地利用集積計画の決定について

○議長（大原 博幸） 日程第9、第37号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。



事務局、説明願います。

**【事務局説明】**

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第37号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり可決されました。

「計画書のとおり、農用地利用集積計画を決定する。」旨の決定通知書を送付します。

第38号議案、農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について

○議長（大原 博幸） 日程第10、第38号議案「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

**【事務局説明】**

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。  
お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、第38号議案「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について」は、原案のとおり可決されました。

第39号議案、令和4年度豊岡市農政等に関する意見書について

○議長 (大原 博幸) 日程第11、第39号議案「令和4年度豊岡市農政等に関する意見書について」を議題とします。

事務局、説明願います。

○事務局 (兼井 伸二) 29ページをご覧ください。令和4年度豊岡市農政等に関する意見書についてご審議いただきます。

意見書の作成にあたり、農地対策委員会、意見書検討部会、役員会兼正副部会長会、項目別検討会をそれぞれ開催していただきました。委員のみなさまにはご協力いただきありがとうございました。

それでは、意見の取りまとめの代表をしていただきました農地対策委員長、意見書検討部会部会長の原委員から一言いただきたいと思えます。

○17番 (原 清美) 先だってから長い間、みなさんにご検討いただきました。ありがとうございました。少し時間が長くなりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。ここに付けられている意見は各部会で検討部会を設けて検討していただきました。その結果を役員会で決定をしたものがここに付けられているものです。それをみなさまのお手元に配付されてからよくご検討されたと思いますが、さらにこの場でも読んでいただいて、ここはちょっと自分の意見とは違うなとか、もうちょっとこうした方がいいなとか、そういう意見がございましたらこの場で言っていただいて、さらに内容のいいものにしていくようにしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○事務局 (兼井 伸二) みなさま方から頂戴しました意見を元に各項目別の検討委員会等で検討・調整を加えていただきました。継続して意見すべき事項については引き続き記載しております。また、新規の事項についても加えながら全体をまとめています。すべての意見が記載されているわけではありませんが、いただいた貴重な意見は来年度以降も引き続き検討していくということでご理解をいただきたいと思えます。

それでは、内容につきまして音読をもって提案とさせていただきます。

まず30ページの「はじめに」は事務局から音読させていただきます。

はじめに。新型コロナウイルスによる禍は3年目となりました。コロナウイルスは、次々

と新しいタイプが出現し、ウィズコロナの様相を呈しながら推移しており、終息の目途は立っていません。そのため世界経済は、流通の停滞や部品の不足等により、成長が鈍化し不景気感が漂っています。さらに追い打ちをかけるようにロシアによるウクライナ侵攻が始まり、石油や天然ガスといった燃料が高騰し、さらに打撃を与えています。特に資源を外国に頼る日本においては影響が大きく、円安、物価高、人手不足等国民生活に大きな影響を与えています。農業面においても資材の高騰、農産物価格の低迷等先行きが見通せず、食糧安保という言葉の重みが増しています。

このような状況下、国会におきましては、人・農地プランの法定化、農地バンクの役割強化、新規就農や集落営農など人の確保・育成等、人と農地に関する施策の見直しが行われ、農業政策が変わろうとしています。

本市においても、この様な国内外の情勢に鑑みつつ「豊岡ーグッドローカルー農業」ビジョン実現に取り組んでいるところですが、農業委員会としても生産の基本である優良な農地を保全するべく、農地利用最適化を通じて、ビジョン実現に取り組んでいるところです。その活動の中で、集落においては、農地の集約化や規模拡大が進む一方、高齢化や人手不足から農地が荒れ集落の存続にかかわるところもある現状がうかがわれます。本年度はこのような観点からの意見となりました。

令和5年度予算編成にあたり、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により、本市の農地等の利用最適化の推進に関する施策に反映されるよう意見書を提出します。

続きまして32ページをご覧ください。

32ページ以降の各項目の本文につきましては各項目ごとに代表委員から音読をよろしくお願いします。

1項目、遊休農地の発生防止及び解消から順次よろしくお願いします。

○1番（瀧下 康徳） 1 遊休農地の発生防止及び解消。（1）農地利用最適化に関する連携支援について。農業委員会は、遊休農地の発生防止及び解消のため、区・農会・営農組合等の協力を得て、担い手への利用集積などの推進を図っていますが、市は、県・国・農地中間管理機構の補助制度の活用などによる連携支援（施設設備等の初期投資及び軌道に乗るまでの技術指導等）をより一層充実されたい。（2）発生防止及び解消に向けた具体的な支援について。遊休農地を活用できるよう、転作作物、ビオトープ等による活用提案を行うなど幅広い支援を進められたい。ア 遊休農地及び遊休農地予備軍が増加しています。市は、区・農会が地域で守るべき農地を選別し、保全すべき農地を維持していくことができるよう、多面的機能支払交付金制度を活用するなど幅広い指導をされたい。イ 大型機械の使用による農作業の効率化のため、水田の大型化や農道拡張、水路改修等の基盤整備について、市・県が一体となってより一層の指導を図られたい。ウ 中山間地域では、高齢者が地域の担い手となり農地を守っています。市は、個人で対応できない遊休農地について、地区組織で管理に取り組むことができるよう指導や支援の充実を図られたい。

（3）遊休農地の特定利用における農業振興地域整備計画の変更について。すでに遊休農

地となっている農地については、地域で守るべき農地とそうでない農地を話し合いの上で合意形成を図って整理することが必要であると考えます。なお、守るべき農地でないと判断した農地に、再生可能エネルギーの導入促進として発電設備設置の計画がある場合は、該当農地を農用地区域から除外し農業振興地域整備計画を変更できるようにするため、豊岡市の再生可能エネルギー特区の創設について検討されたい。

○10番（和田 敏明） 2 担い手農家や集落営農の育成と支援。（1）担い手農家の育成と支援について。ア 農業者の高齢化と後継者不足の現状と今後さらに農業者が減少していくことが予想されるなか、若者の就農に期待するところです。農業スクールは、農業の担い手育成に大きな役割を果たしていると評価しています。市は、同制度を今後も継続するとともに、さらに新規就農者を増やすために本制度の周知・浸透に努められたい。スマート農業など農業の先進性をアピールし、若者がやってみたい新しい農業の姿にも着目し、担い手を育成していく必要があります。イ 認定新規就農者（原則45歳未満）及び農業スクール卒業生の自立を促進するため、「豊岡市若手農家支援事業」等の施設・機械の初期投資に係る支援制度が設けられているが、若手農業者の事業をスムーズに軌道に乗せるため、技術指導も含めた継続した支援をより一層充実されたい。（2）集落営農及び法人組織の育成と支援について。ア 集落営農の構成員は年々高齢化しており、また法人組織の人材の確保が課題となっています。採算性のある農業を目指すことも農業経営を維持するためには重要です。市は県・国・農地中間管理機構・JAと一体となって、集落営農及び法人組織が持続できるよう長期にわたる育成・支援制度を確立されたい。イ 集落営農及び法人組織は地域農業の主要な担い手であるが、農産物価格の低迷や人的資源の不足など厳しい経営環境下にあり、コロナ禍の影響でさらに深刻化することも想定されます。集落営農及び法人組織の安定経営のため、労働力軽減や農業技術の継承に寄与する省力化機械の導入や既存機械更新時の支援制度を検討されたい。（3）肥料等生産資材高騰に対する支援について。水稻・転作作物に対し、一律3,000円/10アールの給付金支援を継続するとともに、野菜や花の園芸作物のように生育資材高騰の影響が大きい転作作物については、さらに手厚い支援を検討されたい。

○6番（石橋 重利） 3 地域を支える農政。（1）人・農地プランの取り組みについて。ア 人・農地プランを市町村が策定する計画として法定化されたにも拘わらず、地域においては、この事が浸透されていません。今後、区・農会等による話し合いでプランの実質化を推進するため、市は農業委員会・JA・区・農会との連携を深める施策に取り組まれたい。イ 小規模地域においてはマンパワーが不足していることから、これを補う支援策を検討されたい。ウ 人・農地プランの関連施策が見直しされたことにより、市・農業委員会の負担増が予測される。県・国へ交付金の増額を要望されたい。（2）多面的機能支払交付金制度の推進について。ア 共同活動について。交付金事務の簡素化について、県・国へ引き続き働きかけられたい。また、全地域が取り組めるよう、制度の周知徹底に努め一層の推進を図られたい。また、地域住民が農地を守る観点から、資材、飼料及び

肥料等を助成金メニューに加えるよう働きかけされたい。イ 施設の長寿命化活動の推進について。農業施設の老朽化が進んでおり、施設の長寿命化活動について積極的な指導・支援を推進するとともに、制度改正により希望する事業ができなくなっているため、制限の緩和について、県・国に働きかけられたい。(3) 中山間地域における農村を活性化する支援について。ア 新規就農者の育成支援。認定農業者などの担い手がない中山間地域において、今後、地域における中心的な役割を果たす事が見込まれる農業者として、「定年帰農者」や農業と他の仕事Xを組み合わせた『半農半X』など多様な形態で新規就農を促すための支援を検討されたい。イ 営農組合の設立指導。委員としての活動には限界があり、一つの集落では営農組合などの組織確立は困難な状況であることから、意向調査など集落の方向性を決定付けるため指導・支援をお願いしたい。

○16番 (仲川 弘之) 4 有害鳥獣の被害防止対策の強化。(1) 被害防止の対策について。ア シカ、イノシシなど、有害獣の被害防止対策として、電気柵・ワイヤーメッシュ等の防護柵が非常に有効であると評価しています。しかしながら、ワイヤーメッシュについては、小動物にも対応した規格の変更と事業補助率の拡大を検討されたい。補助金を利用した既存施設については補助サイクルの短期化と、全般を通じた事業採択枠の拡大など支援をより一層充実されたい。また、ハード事業のみならず、有害鳥獣被害対策に関する知識・技術の習得や最新の情報を入手するため、ソフト面の強化に繋がる広報活動や研修会等を開催するなど検討されたい。イ バッファゾーンを整備する補助事業について、採択件数を増やすよう、県・国に働きかけられたい。ウ サルによる被害は、農作物のみならず、家屋などの損傷が非常に深刻です。既存のサル被害対策補助制度に加え、さらなる充実を図られたい。また、サルの捕獲に係る保護政策を見直すよう、県・国に働きかけられたい。(2) 個体数減少の対策について。有害鳥獣の被害は、水稻などの農作物の食い荒らしだけでなく、イノシシによる畦畔、農道などの掘り起こしによる被害が広範囲に及んでおり、営農意欲の減退に繋がっています。これらの被害を軽減するには、個体数を減少させる事が最大の有効施策と考えます。よって、新規狩猟者の増加を図るための支援と狩猟条件の緩和などについて県、国に働きかけられたい。

○事務局 (兼井 伸二) 5 環境にやさしい農業の推進及び地産地消と食農教育。(1) 地産地消の推進について。2003年より取り組んでこられた農薬・化学肥料に頼らない環境創造型農業の「コウノトリ育む農法」のお米や「コウノトリの舞」の農産物は、豊岡ブランド、つまり安全・安心の証は、消費者の信頼を獲得し消費拡大に繋がるとともに、農業者、農村にとって明るい未来に繋がるものです。さらなる普及を図るため、取り扱い店舗の拡大や学校給食への食材提供増について、市の指導強化はもとより取り扱い事業者への優遇措置を講じられたい。(2) 食農教育の推進について。社会・食生活の多様化は、家庭の味や地元農産物を使用した伝統食の継承が失われるなど、食への悪影響は少なくありません。次世代を担う子どもたちに、こども園・小学校の授業の一環として野菜栽培、調理体験や地域の農業体験での農業者との交流を通じて、食を生み出す農業の大切さを理

解する取り組みを継続されたい。(3) 農業が生み出す環境問題について。近年、プラスチックごみによる海洋汚染が問題視されるなか、農業生産においても、マルチや被覆肥料などのプラスチック問題について適切な対応を講じられたい。

○14番(高尾 利美) 6 その他。(1) 「スマート農業」の推進について。「スマート農業」の実施は農業者の労力軽減、省力化、生産性向上など農家の「働き方改革」に大変有益だと思われまゝ。特に豊岡においては主力とされる水稲への導入が必要となります。田植え、草刈り、耕うん、防除などの作業について最新の情報や活用事例などの情報発信を積極的にお願ひしたい。また、導入にあたって高額となる費用負担に対し、機械のレンタルやリース制度の活用や補助制度の拡充についても検討されたい。(2) 「農福連携事業」の仕組み作りについて。障がい者・高齢者の方など農業者以外の方への農作業の委託は、人材・労働力確保の面からも重視する必要があると思われまゝ。しかし、農作業の委託には双方の問題点や立場を理解することや作業能力向上のための援助も必要であり、委託側と受託側の双方の利益が一致することが必要と思われまゝ。「農福連携事業」推進のために、相互の理解と交流を図る窓口を新設し対応されたい。(3) 異常気象における対応について。近年の異常気象により、高潮、風水害、豪雨、豪雪などによる農産物や農業機械への被害が増大しています。JAなど関連団体とも協議しさらなる支援を検討されたい。また、円山川の堤防が整備強化されたとはいえ、豪雨時には排水処理が困難となり、内水氾濫による農作物被害も出ています。国に対して大型排水ポンプ設置の要請を検討されたい。(4) 中山間地域の農地を守るために。遊休農地が増加し、山林化する中山間地域において獣害対策や水路の補修には大きな資金が必要であり、投入する労力にも限界があります。経営所得安定対策の「水田活用直接支払交付金制度」において改定がなされ、5年に一度は水田として活用することが条件とされ交付が困難となる事例もあります。本制度について実情に合った継続した適用を県・国に求められたい。以上です。

○事務局(兼井 伸二) 以上が意見書の内容です。なお、本日以降に修正を必要とするときは、その修正を会長に一任していただきたく考えております。事務局からの説明は以上です。

○議長(大原 博幸) 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番 石橋委員。

○6番(石橋 重利) 文章表記のことなんですけれども、私が原稿チェックが抜けていたのかも分かりませんが、地域を支える農政なんですけれども、(2)の多面的機能支払交付金制度の末尾の文で働きかけされたい。次の末尾は働きかけられたい。それから4番の有害鳥獣の、(1)のウの最後の文です。県・国に働きかけられたい。さらに(2)の個体数で結びの文の働きかけられたい。最後のその他の文ですけれども、中山間地域の農地を守るためにを題とした本制度について実情に合った継続した適用を県・国に求められ

たい。というのは一定の自治体の機関に求める場合に働きかけられたい、求められたいというこの区分がよく分からないということと、もう一つは働きかけされたいというのと働きかけられたいという文章の表現なんですけれども、これ特に前後の文章で大きな意味の差異があってこういう表現が使われているのかお聞きしたいと思います。それから前後しますけれども、これも私の方ですけれども、地域を支える農政で、(1)のJA・区・農会以下省略します、施策に取り組みたい。これ取り組んでいただきたいという意味だと思ふんですけれども、全部末尾がたいたいで終わっていて、それに申し上げる相手の機関が国だとか県だとか行政機関に対する表現とそうでない場合と表現の仕方ですけれども、これは意図的にされているんですか。読み辛かったんです、私の方は。例えば地域を支える農政の(1)のところで連携を深める施策に取り組みたいを取り組んでいただきたいとか、意味的には変わりませんが表現の仕方がシンプルになるんじゃないかと思ふし、意味があってこうしたんだということでしたらかまわないと思ふんですけれども、非常に読み辛かったんで、後にもそういったられたいという表現が出てきましたので質問してみたんですけれども、特に意味がなかったら結構です。

○事務局（兼井 伸二） ご意見ありがとうございます。主旨としては、働きかけを行っていただきたいという主旨です。ご指摘いただきました文字の使い方については預らせていただき、整理をさせていただきたいと思ふますが、よろしいでしょうか。

○6番（石橋 重利） 結構です。

○事務局（兼井 伸二） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（大原 博幸） 私の方から一言。意見書を作るときに検討したのは、一つは陳情になっては駄目ですよ。意見書と陳情書とは違いますよ。意見書としての表現が適切かどうかということを考えていただきたいということと、農業委員会と市長とは同等の立場で意見を言ってもらおうと。ですから下から上に向かってお願いしますというような表現は避けましょう。そういったことを総合的に判断してされたい、という表現に、これは以前からそうなんですけど、そういうふうになってきているというふうに私は思っております、非常にきついぞという意見があるようでしたらまた検討しないといけないと思ふますけれども。

○6番（石橋 重利） 分かりました。結構です。

○議長（大原 博幸） ほかにありませんか。

14番 高尾委員。

○14番（高尾 利美） はじめにのところで、3段落目、まんなか辺りになると思ふんですけれども、「豊岡ーグッドローカルー農業」ビジョン実現に取り組んでいるところですが、ずっといきまして、農地利用最適化を通じて、ビジョン実現に取り組んでいるところです。近い文章で同じ表現になっているので、農業委員会としては農地利用最適化を通じてビジョン実現に取り組んでいます。とした方がいいんじゃないでしょうか。

それと、4番の有害鳥獣の最後のところなんですけれども、60歳以上の方に対しての

電気柵等の補助金のことなんですが、水田の方は水田を集積して大規模化してきているんですが、畑の方はなかなかそういうことにはならず、やはり退職した方とか本当に家庭菜園のように一生懸命農地を守られていると思うんです。そんな中で有害鳥獣に畑を荒らされるということがすごく多いんですけども、60歳以上の方の一回限りの2分の1の補助金というのはあるんですけども、その事業の予算の拡大をお願いしたい意見を出したんです。それと今年度ですか、2月の広報の中でそのことを載せられたらすぐに補助金がいっぱいになって、4月初旬に申し込まれた方からそれは満額になりましたということで、補助を打ち切りというふうなご意見をいただいてまして、そのあたりで補助額の増額について検討していただけるように一言文言を入れていただけないかということなんですが。

○議長（大原 博幸） 事務局、お願いします。

○事務局（兼井 伸二） ご意見、ありがとうございます。この項目を議論する中で、その件につきましても十分に議論していただきました。高齢者対象の補助事業になります。特定の事業になりますので、ここでは全体としての補助の充実ということをあげさせていただいて、10月7日に市長へ意見書を提出するわけなんですけれども、その後、農林水産課の担当部局とのもう少し具体的な意見交換会を行います。その折にその事業のことも話題にさせていただきながら市当局の方に申し伝えたいと考えているんですが、いかがでしょうか。

○14番（高尾 利美） できればこの項目の中に、本当にそれだけ、2月に募集されてすぐに満杯になるということは、やはり需要があると思いますので、この項目としてできれば触れていただきたいんですけど、もし今から無理ということであれば今おっしゃったようなことでも仕方がないのかなと思います。

○議長（大原 博幸） 今の件は改めて検討するということですが、今度の市長との面談もありますし、あるいはコウノトリ共生部長との面談もありますし、そのときにさらに詳しく説明して、今、高尾委員のおっしゃったような主旨が当局に通じるようにお話をしていきたいと思いますので、ご了解いただきたいと思います。

○14番（高尾 利美） よろしくをお願いします。

○議長（大原 博幸） ほかにありませんか。

1番 瀧下委員。

○1番（瀧下 康徳） 35ページのウのところなんですけど、家屋などの損傷が非常に深刻です。既存のサル被害対策補助制度に加えとなっているんですけど、損傷にかかる被害を制度に加えてほしいと言っているのかなと思うんですけど、点で切れているので何を補助制度に加えてほしいのか理解し辛いんじゃないかと思えます。

○16番（仲川 弘之） 被害対策補助制度というのが、以前の意見書の中にも載ってまして調べてきたんですけども、今までの補助制度以上に農産物以外の補助のお願いを図ってほしいというふうな意味合いで書いております。

○1番（瀧下 康徳） 私の解釈で良い訳ですね。



○16番（仲川 弘之）　　そうです。

○1番（瀧下 康徳）　　そこをもう少しはっきり、深刻だから補助についてもとかいう、はっきりと分かるように書いた方がいいんじゃないかなと思います。

それともう一つですけども、5番の（1）の地産地消の推進についてのところの2行目ですけど、「コウノトリの舞」の農産物は、豊岡ブランドつまり安全・安心の証は、とこうなっているんですけど、よく分からないんですが、私が読んで解釈したのは豊岡ブランドとして安心・安全の証となっており、というようなことなのかなと思うんですけど、どうでしょう。おっしゃっているのはそういう意味なんですか。

○事務局（兼井 伸二）　代表委員の平野さん欠席ですので、意見書の中での主旨は瀧下委員がおっしゃったとおりです。文面については預からせていただきまして、今のご提案を参考に修正をしていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

○1番（瀧下 康徳）　　はい、お願いします。

○議長（大原 博幸）　　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸）　　それでは質疑を打ち切らせていただいて、質疑なしと認めます。以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸）　　異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸）　　異議なしと認めます。

よって、第39号議案「令和4年度豊岡市農政等に関する意見書について」は、原案のとおり可決されました。

## 閉会

○議長（大原 博幸）　　お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって、本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸）　　異議なしと認めます。

よって、本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、令和4年度第6回豊岡市農業委員会総会（定例会）を閉会します。

午後2時50分閉会